

## 「(仮称) 犯罪被害者等支援条例」(骨子) の市民意見募集について

「犯罪被害者等への支援」について、本市では、平成24年度に「横浜市犯罪被害者相談室」を設け、県警など関係機関と連携しながら、相談や各種手続きへの付添いのほか、本市の実施する各種福祉保健サービスにつなげるなどの取組を行っています。本事業の開始から5か年を機に、「横浜市犯罪被害者等施策に関する懇談会」を開催し、意見聴取を行った結果、条例の制定と支援事業の一部充実に取り組むべきである旨、意見をいただきました。

本市としても、事業の安定継続や市民の理解の拡大等の観点から、関連条例の市会提案を目指してまいります。ついては、条例案の骨子について、市民への意見募集を行ってまいります。

### 1 本市の犯罪被害者等相談支援事業の概要(別紙1)

### 2 根拠法とこれまでの経過

#### (1) 犯罪被害者等基本法(H16)

第5条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

#### (2) 市会での審議

##### ① 平成29年第4回市会 一般質問(平成29年12月5日)

(市長) 条例の制定は、支援の有効な方法のひとつ。今後、支援団体等との会議を開催し、ご意見を伺う。このなかで関連条例の制定についても、一つのテーマとする。

##### ② 市民・文化観光・消防委員会(平成29年12月/30年3月)で、施策懇談会の開催状況等を報告

#### 【参考】施策懇談会での主な意見

##### (条例の制定について)

- ・支援施策の安定的な継続を担保するためにも条例の制定が必要。
- ・犯罪被害は誰にも起こりうる。市の姿勢の明示、市民への広報と、万が一の時の安心づくりなどの面からも条例を制定すべき。
- ・すでに県の条例があるので、(盛り込む支援策として)市町村本来の役割である生活支援を重視すべき。

##### (関連施策の充実について)

- ・既存制度の活用だけでは、支援対象とならない犯罪被害者等への対応を図るべき。
- ・精神面への支援は、被害直後だけでなく、中・長期にわたって必要となる場合が多い。
- ・犯罪被害者は、早期から様々な費用負担(医療費、弁護士費用等)があるため、経済的支援が必要。

### 3 意見募集の方法(別紙2参照)

- (1) 募集期間 平成30年6月27日から7月27日まで(1か月間)
- (2) 意見提出の方法 郵便、ファックス、電子メール、市ホームページ投稿フォーム
- (3) 意見の集約と公表 意見の概要と本市の考え方を整理し公表、条例案への反映

裏面あり

#### 4 条例案の骨子

- (1) **目的** 犯罪被害者等支援の基本事項を定め、被害の軽減と回復を図ること、もって、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること、など
- (2) **基本理念** 犯罪被害者等への支援は、個人の尊厳への配慮、被害の状況等に応じたものとする  
こと、再び平穏な生活の回復を旨とすること、二次的被害の防止に配慮すること、  
など
- (3) **市の責務** 犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施すること、関係する機関等と連携し協力すること、など
- (4) **市民の責務** 犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性等への理解、市施策への協力を努めること、など
- (5) **事業者等の責務** 犯罪被害者等の就労や勤務、事件に関する手続き等に配慮すること、など
- (6) **支援の方策等** 犯罪等により日常生活を営むことが困難になった犯罪被害者等に対し、
  - ① 家事、育児等の福祉保健サービスの提供
  - ② 従前の住居に居住することが困難になった場合の居住の安定を図ること
  - ③ 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るための一時的な生活資金等の助成
  - ④ 精神的な被害から早期に回復することができるよう必要な支援を行うこと、など
- (7) **支援体制等**
  - ① 総合支援窓口の設置、② 相談・情報提供の実施、③ 来街者等への相談対応、
  - ④ 関係機関等との総合的な支援体制の整備、⑤ 人材の育成、市民啓発の取組、など

#### 5 市会への報告について

引き続き、常任委員会において、市民意見募集の結果や条例に基づく事業の充実など関連の取組について、適宜、御報告し、御意見を伺ってまいります。

#### 【参考】他自治体の条例制定の状況

##### 1 神奈川県内の状況

- (1) 神奈川県 「神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成21年4月）」
- (2) 県下自治体 3市1町（茅ヶ崎市、座間市、横須賀市、寒川町）で条例制定  
\*ただし、茅ヶ崎市・寒川町は犯罪被害者等支援に特化した単独の条例を設けている。その他は、「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」等の中に関連項目を設けている。

##### 2 県外他自治体の状況

地方公共団体	自治体数	条例制定 (うち特化条例)	割合 (%)
都道府県	47	30 (12)	63.8 (25.5)
<b>政令指定都市</b>	<b>20</b>	<b>10 (5)</b>	<b>50.0 (25.0)</b>
市区町村	1,721	410	23.8
合計	1,788	450	25.2

(指定都市) 札幌、新潟、静岡、浜松、京都、堺、神戸、岡山、北九州、名古屋

\*太字=犯罪被害に特化した条例(H29 犯罪被害者白書以降は人権課調べ)

## 横浜市犯罪被害者等相談支援事業の概要

平成 29 年 12 月 13 日  
市民・文化観光・消防委員会  
説明資料（一部更新）

### 1 趣旨

犯罪被害に遭われた方は、健康や命、財産等への直接の被害だけではなく、突然の事態に心身の不調をはじめ大きな苦しみに襲われます。治療や就労、育児や介護等、生活に支障をきたすなかで、捜査への協力や裁判手続きなどにも迫られます。こうした事態に直面する市民が再び平穏な生活を営むことができるよう、相談に応じ、支援を行っています。

### 2 市民局人権課の取組

人権課長以下、担当係長、2名の社会福祉職職員等により、次の事業を中心に、被害者等相談支援に取り組んでいます。

#### (1) 個別相談支援

関係機関と連携し、各種制度・事業や手続き窓口に関する情報の提供や助言などを行っています。（外部委託心理士によるカウンセリングの提供、各種申請手続きの補助、関係機関等への付添いなど直接的な支援も含まれます。）

被害による困りごと（ニーズ）	制度、サービスの名称
主たる生計者が被害に遭い、生活が困窮した。	生活保護制度の適用
高齢者が被害に遭い、介護を要する状態となった。	介護保険制度の適用
被害に遭い、身体障害者となった。	障害者手帳の交付等によるサービス提供

#### (2) 研修・啓発事業

市職員を対象とした研修を行うほか、職員向けガイドブックを作成・配付し、理解の向上に努めています。また、市民向け講演会やパネル展示、リーフレット配布などの啓発事業を行っています。

#### (3) 被害者等支援体制整備

途切れない支援を行うため、庁内の支援体制の構築とともに、国や県等と協働し、関係機関による連携体制の整備に取り組んでいます。

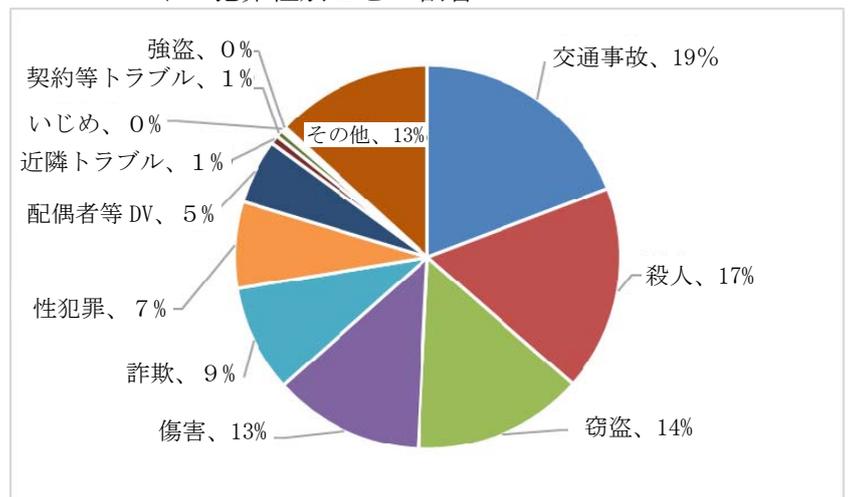
### 3 平成 29 年度 事業実績

#### (1) 個別相談支援

##### ア 相談支援件数（延べ数）

	H28 年度	H29 年度
電話相談	371 件	535 件
メール・FAX・文書	13 件	60 件
面接相談	37 件	36 件
付添支援 （訪問・同行など）	49 件	61 件
カウンセリング	1 件	7 件
合計	471 件	699 件

##### イ 犯罪種別ごとの割合



#### (2) 研修・啓発事業の実施

市職員向け研修の実施（年 2 回）、市民向け講演会の実施（年 1 回）、市営地下鉄車内 LED 広告・京浜急行中吊り広告掲出、市庁舎市民広間でのパネル展示、HP での啓発のほか、法務省保護観察官研修や各都市開催のシンポジウム等への講師派遣などを実施。

#### (3) 被害者等支援体制整備

横浜市犯罪被害者等相談支援庁内連絡会議の開催、国、県、支援機関、警察庁との共催による「犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を企画、開催。

## 市民の皆様の御意見を募集します

## 意見募集期間

平成 30 年 6 月 27 日（水）～7 月 27 日（金）

（郵送の場合は消印有効、ファックスまたはメールの場合は、当日の送信日時記録有効）

## 意見提出方法

- ・住所・氏名を御記入の上、郵便・ファックス・電子メール・横浜市ホームページにて「横浜市犯罪被害者等支援に関する条例案の骨子について」御意見をお寄せください。
- ・郵便の場合は、本紙内のはがきを御利用ください。
- ・氏名及び住所は、責任ある御意見を求める趣旨により記載していただいています。
- ・電話または来庁による口頭でのお申し出につきましては、受付できませんので御了承願います。
- ・御記入いただいた個人情報、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認の目的に限って利用します。
- ・いただいた御意見は、御意見の概要とそれに対する横浜市の考え方を取りまとめ、後日公表するとともに、「（仮称）横浜市犯罪被害者等支援条例」の検討の参考に利用させていただきます。
- ・いただいた御意見には、個別に回答致しませんので、ご了承ください。



料金受取人私郵便



2 3 1 - 8 7 9 0

0 1 7

差出人有効期限  
平成 31 年 3 月 31 日  
まで

横浜市中区港町 1 - 1

横浜市市民局人権課 行

犯罪被害者等支援条例案骨子についての市民意見募集



御住所

ふりがな  
御氏名

御意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って、適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

## 問い合わせ先

横浜市市民局人権課  
住 所：〒231-0017  
横浜市中区港町 1 - 1  
電 話：045-671-3118  
F A X：045-681-5453  
E メール：00000@city.yokohama.jp

二次元  
コード

[横浜市市民局人権課ホームページ]  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/>

## 横浜市犯罪被害者等支援に関する条例案の骨子について

市民の皆様の御意見を募集します。

横浜市では、犯罪被害者等基本法及び国の犯罪被害者等基本計画に基づき、平成 24 年度に総合相談窓口として「横浜市犯罪被害者相談室」を市民局人権課に開設しました。

「横浜市犯罪被害者相談室」では、犯罪等の被害にあい、様々な問題に直面する市民とその御家族、御遺族（犯罪被害者等と言います。）が再び平穏な生活を営むことができるように、相談に応じ支援を行っていますが、犯罪被害者等の抱える問題は多岐に及ぶため、様々な支援が必要となります。

そこで本市では、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる地域社会の実現に向け、犯罪被害者等への支援の充実や、市民の理解協力等の観点から、「（仮称）横浜市犯罪被害者等支援条例」を制定する必要があると考え、その骨子を案としてまとめましたので、広く市民の皆様の御意見を募集します。

## 犯罪被害にあうと…

多くの人は、犯罪被害について「自分には無関係」「自分に起きるはずはない」などと考えてしまいがちです。しかし、平成 29 年の横浜市内の刑法犯の総数は 19,769 件にもぼり、そのうち、殺人等の凶悪事件は 108 件となっています。ある日突然、犯罪や事故に巻き込まれ、命を奪われたり負傷したりしてしまうことが、誰にでも起こりうるのです。

犯罪にあうと、心身や財産等への直接の被害だけでなく、捜査や裁判等、司法上の手続き、生活上の様々な手続き等が必要になったり、加害者からのさらなる被害の心配があったりするなどの問題が生じます。

また、周囲の心ない言動によって、さらに傷つけられることもあります。これらすべてが負担となり、日常生活を送ることが困難になることが少なくありません。

犯罪被害者等がその受けた被害から回復し又は軽減し、再び平穏な生活を送ることが出来るようになるために、個別相談支援、日常生活支援、精神面への支援、住居支援、経済的負担の軽減、普及啓発活動などが必要とされています。

## 横浜市犯罪被害者相談室の現状

現在、横浜市では「横浜市犯罪被害者相談室」を設け、社会福祉の専門職員を中心に、被害者等からの相談に応じ、次のような取組を行っています。

- （1）個別相談支援 ⇒ 相談、情報提供、他機関連絡調整、カウンセリング、付き添い支援等
- （2）市職員等への研修の実施 ⇒ 被害者等による講演、行政や関係機関等の取組の研修
- （3）市民等への啓発活動 ⇒ 被害者等による講演、パネルディスカッションを含めた講演会
- （4）被害者支援体制整備のための取組 ⇒ 各関係機関と協同した支援体制整備への取組

これら、現在行っている支援を条例に位置付けるとともに、必要な施策の充実に取り組みしていきたいと考えています。



横浜市では、現在行っている支援を継続した上で条例を制定し、必要な施策の充実に取り組みしていきたいと考えています。

